

# アスリート向け コンプライアンス研修



2023年2月  
株式会社 エス・ピー・ネットワーク  
取締役副社長 主席研究員 芳賀 恒人

## 株式会社エス・ピー・ネットワーク

警視庁・道府県警の出身者をはじめ、企業危機管理に伴う法務・労務・財務・広報やサイバーセキュリティの専門家で構成されるクライシス・リスクマネジメント専門企業。

反社会的勢力への実務対応から企業不祥事等に伴う緊急対策支援に至る「直面する危機（クライシス）」対策に数多くの実績を有し、実践から導かれた理論に基づき「潜在する危機（リスク）」の発現を未然防止するためのコンサルティングと人的支援を展開する。従来の枠に留まらない危機管理的視点からの実践的なコンプライアンス態勢および内部牽制態勢の構築を多くの企業で手がける。時代の流れを先取りした企業危機管理論には、上場企業や株式公開を目指す企業その他、証券会社や監査法人からの支持も厚い。

### 講師紹介

#### 芳賀 恒人 Tsunehito Haga

東京大学経済学部卒業。大手損害保険会社を経て、エス・ピー・ネットワーク入社。

現在、取締役副社長 首席研究員。

企業のリスク抽出・リスク分析ならびにビジネスコンプライアンスを中心とする内部統制構築を専門分野とするリスクアナリストとして、数多くの企業危機管理に関する事例を手がけるほか、大学での講義など幅広く活躍。とりわけ、企業の反社会的勢力排除の内部統制システムの構築・運用支援、排除計画の策定・排除実務支援、犯罪対策閣僚会議下の「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」での報告、反社会的勢力排除に向けた企業の取組みに関する各種コラムの執筆・講演など、反社会的勢力排除、組織犯罪対策の分野を中心に数多くの実績を有する。また、最近ではコンプライアンス・リスク管理論やHRRM（ヒューマンリソース・リスクマネジメント）分野へと活動の幅を広げている。

#### 主な著作

「暴力団排除条例ガイドブック」、「マネー・ローンダリング 反社会的勢力対策ガイドブック」（共著）／「反社会的勢力排除の『超』実践ガイドブック」など多数の書籍のほか、「「顧客本位」と正面から向き合うことの重要性～2つの金融機関の不祥事例分析」（企業法務A2Z）、「最新特殊詐欺の動向と金融機関における注意点」（銀行実務）、「実効性を高める！ 営業店でのマネロン対策のススメ」（近代セールスにて連載中）、「山口組と池田組「特定抗争指定暴力団」指定で反社の“自壊”加速、最後の決め手は？」（ダイヤモンド・オンライン）など寄稿多数

本セミナー内容についてのご質問やお問い合わせは

(株)エス・ピー・ネットワーク本社 総合研究部 TEL (03) 6891-5556 または info@sp-network.co.jp まで

## I. コンプライアンスとは

## II. ルールについて考える

## III. リスク管理の重要性

## IV. 具体的な事例から

- 反社会的勢力との不適切な関係
- 薬物リスク
- 特殊詐欺
- カジノ（賭博）
- ハラスメント防止と人権尊重
- SNS・誹謗中傷

## ■ 本研修のゴール

- 世間から注目を浴びる立場であることをあらためて自覚する
- 「社会の目線」「常識」を意識する
- 注意を払うべきリスクを認識する
- チーム・組織の一員であることを常に意識する
- チーム・組織の一員である前に良き社会人であることを目指す

# はじめに

- スポーツがルールによって成立しているのと同じく、明示／暗示（社会の目）のルールに従うのは当然。違反すれば批判される
- **皆さんには、一般の方以上に「社会の目」が厳しく注がれている**
- **スポーツ選手や関係者に社会が求めるのは「フェアプレイ」「高潔さ」。それに反する行為は問題視されやすく、報道されやすい（報道する側の事情も大きい）**
- **自分の行為は、所属チーム・組織、会社の信用や名誉の毀損に直結する**
- 社会全体も、**明示的なルールよりも「社会の目」の変化の方が早く**、常に「社会の目」を意識した行動が求められるようになっている
- 「しごき」など「**昔はよかったけど、今は問題となる**」ケースが多くなっている
- 差別やジェンダーなど社会的課題に積極的に発言するアスリートも増えているが、**発言には責任が伴う。影響は個人にとどまらない。**
- 東京五輪でも問題となった、過去の問題が長く尾を引く「**キャンセルカルチャー**」にも直面することになる（SNSやネット上の「デジタルタトゥー」に悩まされる）

# はじめに

- 常に自らの置かれている立場を認識し、ふるまわなければならない
- 迷ったら立ち止まって考える。
- 問題は放置しない。
- 誹謗中傷は一人で抱え込まない。
- チーム・組織に相談する。
- 決して独りよがりの行動をしてはならない

# I. コンプライアンスとは

# スポーツ界におけるコンプライアンスの問題

- **スポーツは、一定のルールの下にフェアプレイ精神に則って行われ、選手らが勝利と成功に向かってひたむきに精進・努力するからこそ、社会的・教育的価値がある。そして、結果が出れば、お互いの健闘ぶりを讃え合うフェアプレイ精神と高潔な姿勢がある故に、人々はスポーツに魅了され拍手を送るのである**
- 近年のスポーツ・コンプライアンス違反事例を収集・整理したところ、計 18 競技種目の選手、監督・コーチ（指導者、顧問を含む）観客、チームに関する事案であり、**体罰、賭博、違法カジノ、大麻使用、交通事故、政治的思想を連想させる応援旗・帽子使用、乱暴な行為、暴力・暴行・傷害、器物破損、パワハラ・セクハラ、わいせつ行為、売春行為、窃盗、ドーピング、規則違反、スコア改ざん等**、実に多岐にわたっていた
- それらの組織対応も様々であり、処分の種類・内容についても、軽いものは謹慎、譴責、厳重注意から、失格、登録抹消、引退勧告、停職、制裁金等の重いものまで、程度も内容も多様であった。また更生プログラム・事後対応についても、ボランティア活動等への参加等、教育的プログラムから合宿形式の特別指導訓練、専門委員会の設置まで様々であった。

「スポーツ界のコンプライアンス強化事業における コンプライアンスに関する現況評価」より



## ● 社会の目線を見誤らない

- 日本フェンシング協会の沖縄合宿の際、選手達がビーチで海水浴、バナナボート、シュノーケリング、ビーチバレー、一部は家族を同伴して同部屋に宿泊し観光を行った
- 武井会長は「休養と調整が必要な状態だった。世界選手権に向けた最初の1週目としてはリフレッシュが必要。私自身、アスリートの経験としても分かるし、話をした選手からも『しっかり練習をしていた』と涙ながらに聞いた」とした。他方で「とはいえ、我々アスリート側の考えと国民の皆さまとの感覚にはギャップがあるのは事実」と語る。

## ● 飲酒トラブルで活動停止

- 「高潔性の精神に反する」ラグビー日野の飲酒トラブル、部長が謝罪（2023年2月3日付毎日新聞）
  - 「チームの不祥事を理由に活動を無期限停止にすると発表した。
  - 昨年10月31日夜に選手とスタッフ計24人が飲食店を訪れて、そのうち7選手が酒に酔って▽服を脱ぐ▽セクハラ▽物品の破損▽他チームを名乗る一行為をした。志賀部長は「ラグビーが重視するインテグリティ（高潔性）の精神に反する、断じて許されない行為」と謝罪した。

## ● 行動規範より

- 連盟のあらゆる活動に於いて、法令その他社会的規範を遵守し公明公正に行動する。
- 連盟の諸活動を遂行するに際しては、政治、行政との健全で正常な関係を保ち、**社会秩序や社会良識に反する行為は行なわない。**
- 連盟は、業務上知り得た個人情報**の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。**

## ● 倫理規程より

- 役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、
  - 法令、定款又は諸規程に違反する行為を行ってはならない。
  - 暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドーピング等薬物乱用、差別、違法賭博、八百長等スポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を害する行為を絶対に行ってはならない
  - 個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
  - 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
  - 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

## ■ 行動を起こす前に、少し考えてみよう

- プライベートであっても、組織の一員であることを認識する
- 一般常識・社会通念と、法令・社内規定等が判断基準である
- ルールや法律よりも「社会の目」を意識する
- 周囲に違反者がいても、自身の意識はぶれないこと
- 他者への言動は、一旦、自身の立場に置き換えて考える

## ■ 覚えておこう

- 各種法律に違反していれば、小さな違反でも違反行為に変わらない
- 違反行為への処罰は、違反者が大勢であっても、すべての者が対象となる
- 違反行為を知りながら見て見ぬふりをすると「不作為」となり、違反したも同然
- 迷った場合や見つけた場合には直ぐに相談することで環境改善に繋がる

## ■ 迷ったらチェックしよう！

とるべき行動に疑問がある場合は、次のことを確認してください。

- 法令に触れていませんか？
- 組織の理念やビジョンに沿っていますか？
- 規範に従っていますか？
- 倫理的ですか？
- 社会の人々から支持されますか？
- 相手の立場に立った行動ですか？
- 家族に見られて恥ずかしくありませんか？
- 自分とチーム・組織・会社の名に恥じない行為ですか？
- 新聞で報道されても構いませんか？

ひとつでも「いいえ」の答えがある場合には、その行動はとらないでください。

それでもはっきりしない場合は、指導を求めてください。



## II. ルールについて考える

## ■ 皆さんにお伺いします

- 制限速度40キロの道路があります。
- その道路は、交通量がそれほど多くないため、ほとんどの車は80キロくらいのスピードで走行しています。
- 皆さんは何キロで走りますか？以下の3つから1つ選んでください
  - ① 40キロ
  - ② 80キロ
  - ③ 60キロ



## ■ ルールはなぜ守られないか

- 個人の「本音」とルールが衝突しているから（守れるルールになっていないから）
- プリンシプルが共有されていないから（守るべき理由を納得していないから）

## ● ルールとプリンシプル（東京証券取引所 プリンシプル・ベース規制の意義と課題より）

- ルールとは「細則」
- その上位概念として、プリンシプル「準則、原則」がある

- なぜその「ルール」があるのか、「プリンシプル」にまで遡って理解する。
- 力の限りぶつけあうスポーツが成立するのは、皆が守る「ルール」があるから。「ルール」は競技者を守る、競技を成立させるという「プリンシプル」の下で定められている。
- 競技のうえでは「ルール」ベースで考える必要があるが、社会生活の中では、「ルール」が十分ではないことがある。その時は、「規範」や「常識」、「倫理」、「思いやり」などに照らして判断する。迷ったら、相談しよう。

## **III. リスク管理の重要性**

## ■ 知っておくべきこと

### ① リスク認知にはバイアスがかかる

- 確証バイアス／正常性バイアス／多数派同調バイアスの理解と自覚
- 思い込みや先入観の排除
- **フィルターバブル現象**
  - フィルターバブル (filter bubble) とは、「インターネットの検索サイトが提供するアルゴリズムが、各ユーザーが見たくないような情報を遮断する機能」(フィルター) のせいで、まるで「泡」(バブル) の中に包まれたように、自分が見たい情報しか見えなくなること。
- **エコーチェンバー現象**
  - エコーチェンバー現象 (Echo chamber) とは、閉鎖的空間内でのコミュニケーションを繰り返すことによって、特定の信念が増幅または強化されてしまう状況の比喩である。

### ② 事実は小説よりも奇なり

### ③ 事実は1つだが、「真実」は人の数だけある

### ④ 事実の全てが見えているわけではない



## ■ バイアスとは

### ● 確証バイアス

- 『自分が好きなもの・信じていること・慣れ親しんでいる価値観（世界観）』などが固定観念としての確証バイアスを生み出し、その結果、見たいものだけを見て聞きたいものだけを聞くという状況を作り出してしまふ。確証バイアスが強くなると、客観的な事実の検証や中立的な価値の判断ができなくなり、すべての情報・知識が『自分の見たい世界』に合わせて自動的に取捨選択されてしまふ

### ● 正常性バイアス

- 人間が予期しない事態に対峙したとき、「ありえない」という先入観や偏見（バイアス）が働き、物事を正常の範囲だと自動的に認識する心の働き（メカニズム）
- 日頃から日常と非日常の切り替えに翻弄されず、冷静に対応することが求められている

### ● 多数派同調バイアス

- 自分以外に大勢の人がいると、取りあえず周りに合わせようとする心理状態

#### 【ジョン・リーチ サバイバース・クラブ 10-80-10理論】

- 災害（アクシデント）発生時、10%は直ちに行動を起こすことができ、10%はパニック状態に陥り、80%は恐怖、啞然、当惑、フリーズする（凍りつく）

## **IV. 具体的な事例から**

# 反社会的勢力との不適切な関係

暴力団対策法の施行（平成4年）  
⇒ 暴力団の活動を制限



暴力団活動の潜在化傾向が強まる  
⇒ 反社会的勢力の不透明化  
⇒ 資金獲得活動に関する手口の巧妙化



高まる企業リスク  
⇒ 知らないうちに暴力団等と経済取引する可能性

# 反社会的勢力との不適切な関係

政府指針（平成19年）

⇒ 反社会的勢力との関係を「一切持たない」ことを求める

暴力団排除条例施行（～平成23年10月）



反社会的勢力との関係遮断が  
**コンプライアンス上の重要課題**に！

私的な交際も含め**一切の関係を断つ**！



「暴力団の活動に役立つであろうことを知って  
暴力団員等と商取引をすること」を禁止

⇒ 正当な取引でも、暴力団の活動を助長・支援するような行為はNG

暴力団との一切の関係を遮断するとの観点から、事業者に対しては、「暴力団関係者に対する利益供与の禁止」、「相手方が暴力団関係者でないことを確認」、「契約書に暴力団排除条項を盛り込む」ことなどを求めている（全国ほぼ同じ内容）。悪質な行為には「勧告・公表」、「罰則」なども

## 【禁止されている利益供与とは？】

- 暴力団の威力を利用するために暴力団員等と商取引すること
- 暴力団に協力するために暴力団員等に資金を提供したりすること
- 暴力団の威力を利用する目的で利益を提供すること
- 暴力団の活動を助長する目的で利益を提供すること

# 反社会的勢力との不適切な関係

## 【実際の勧告事例】

- 組事務所の内装工事を請け負った
- 会社役員が個人的に暴力団員に携帯電話を貸した
- 演歌歌手が暴力団の主催するイベントと知って歌を披露した
- 飲食店が暴力団の会合と知って場所と食事を提供した
- ゴルフ場が暴力団員と知りながらプレーさせていた
- 葬儀場が暴力団関係者の組葬と知りながら会場を提供した
- レンタカー会社営業所長が暴力団関係者の行事の送迎用と知りながらレンタカー貸渡契約を締結した
- 建設会社役員が暴力団から門松を購入していた

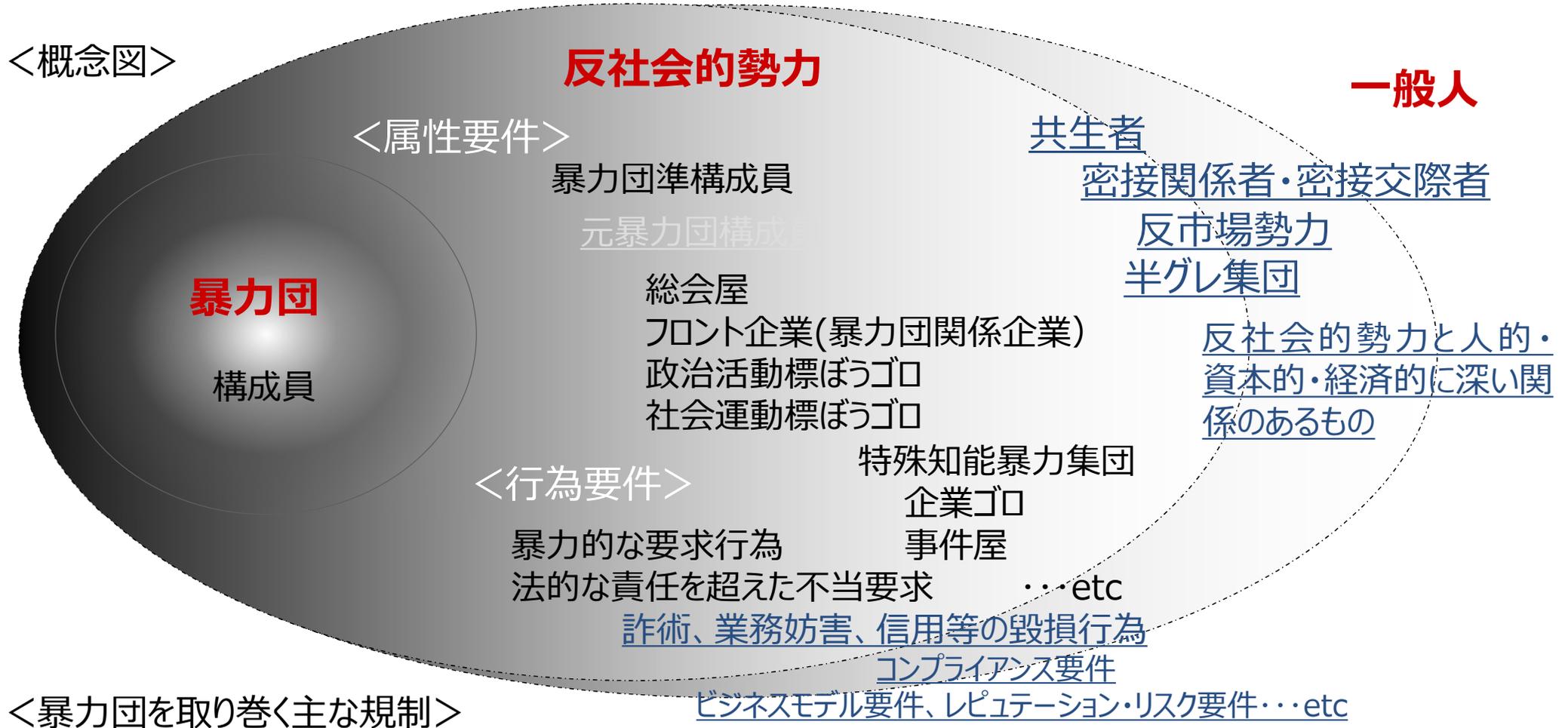
## 【注意すべきこと】

- 反社会的勢力とは一切の関係をもたない
- 何らかの疑いや違和感を感じたり、見聞きした場合は、必ず報告する（放置しない）

# 反社会的勢力との不適切な関係

## ◆ 反社会的勢力 時代とともに姿形は変わっている！

<概念図>



<暴力団を取り巻く主な規制>

暴力団対策法

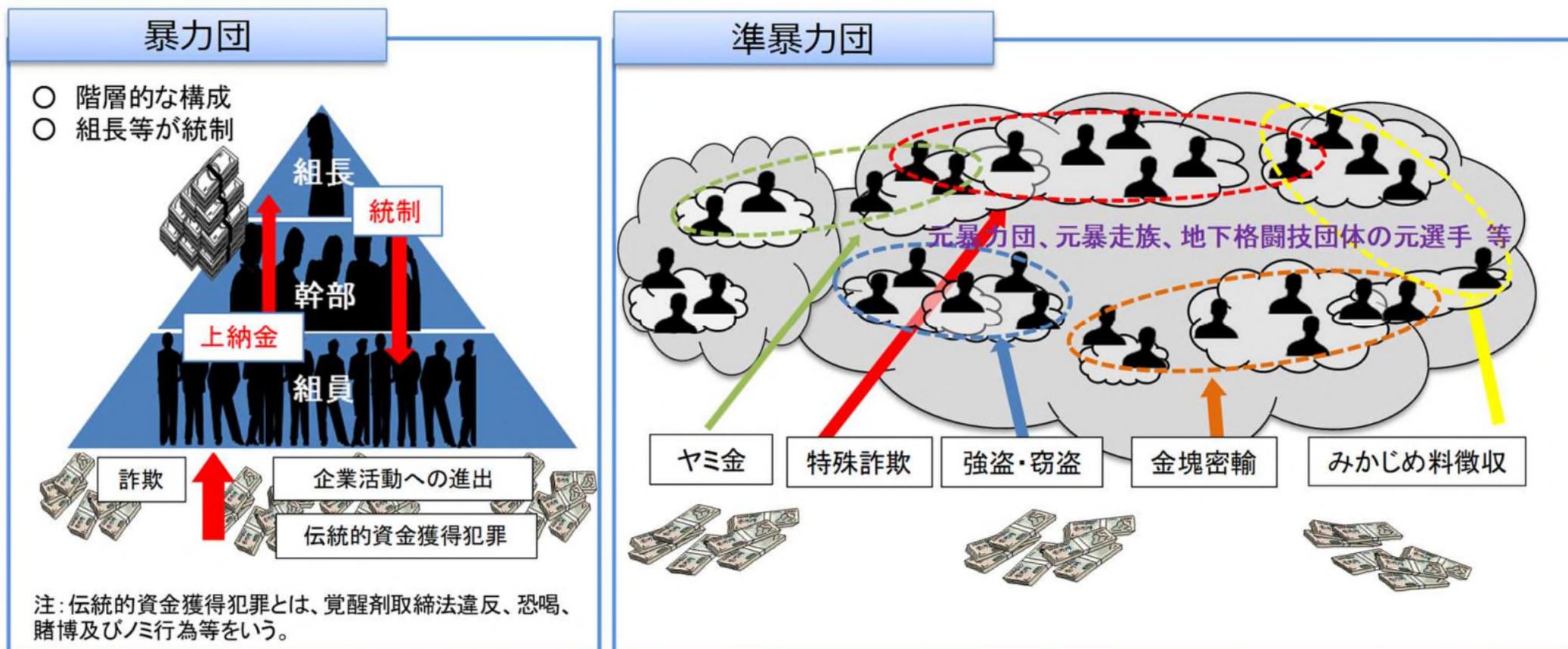
通称：政府指針

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

暴力団排除条例

# 反社会的勢力との不適切な関係

図表 18 【暴力団及び準暴力団の特徴】



犯罪収益移転危険度調査書 (2021年12月) より

# 反社会的勢力との不適切な関係

## ■ 反社会的勢力との接点が生じる代表的な事例

1. トラブルに巻き込まれて困っていたら助けてくれた
2. 趣味などを通じてプライベートで接近された
3. 食事に誘われた／ご馳走になった
4. 金品（お土産等）をもらった
5. 先輩に友達として紹介された
6. 先輩にカジノバーに連れていってもらった



**反社会的勢力の端緒は日常業務の中にある！  
不審な点があれば速やかに報告し、組織的に対応していくことが重要！  
皆さん一人ひとりが、反社会的勢力の侵入を防ぐ「防波堤」になるという強い意識  
を持とう！**

- 近年は、インターネットの普及で、違法薬物が入手しやすくなったり、「ソフトドラッグなら中毒性はない」などの誤った情報が出回って、違法薬物に手を出してしまうケースがある。また、日本で違法とされている薬物が、海外の一部の国や地域では合法になっているため、そこで薬物を服用し、帰国した後も止められなくなるケースもある。
- **薬物は心にも身体にも重大なダメージを与える。強烈な中毒性もあるため、「一度くらい」と安易に手を出すことは非常に危険。違法薬物は所持するだけで刑事罰の対象になる。**

## ■ 大麻解禁にまつわる誤解～認識しておくべきこと

- 医療用と娯楽用は違うこと
- 大麻は依存性が高いこと
- 若年層の蔓延は脳の健全な発達を阻害するものであり絶対に阻止すべきであること
- 合法化の流れは大麻の安全性ではなく医療費等にかかる経済合理性の観点からの動き（大麻の最高使用率は50%と言われており、50%を超えた地域では厳しく取り締まるコストや医療費等との比較考量から、解禁した方が、経済合理性があるということ）



## ■ 「自分のため、大切な人のためにできること」

- **大麻は薬物。一度使用してしまったら、自分の意思だけではやめられない。自分の未来は自分で守ろう、取り戻そう。**
- **大麻の使用を誘われたら**
  - 誘われてもきっぱり断る!
  - 断りづらいならとにかくその場から離れる!
  - 気持ちが揺れそうになったら「大事なこと」「将来やりたいこと」「大事な人」を思い出す
  - 断れなくて困ったら、薬物専門の窓口にご相談する!
- **友人や家族が大麻を使っていたら**
  - 自分の力で薬物をやめさせるのは無理!
  - 薬物専門の窓口にご相談をする
  - なるべく早いほうがいい



## ■ 特殊詐欺を巡る状況

### ● 「若者」をターゲットにSNSで勧誘。

- 末端のメンバーは若者ばかり＝「使い捨て」の実態
- 抜け出せない落とし穴も（個人情報や家族の情報を人質に）
- 摘発されるケースが増えている＝「ハイリスク」＝人生を棒にふることに

### ● 暴力団や準暴力団が深く介在している

- 特殊詐欺を有力な資金源としつつ、得られた資金を元に新たな犯罪に関与
- 外国人に関しては、受け子としての検挙が増加。
- 外国人犯罪組織により違法に取得された預貯金口座が後に特殊詐欺の振込先として使用されるなど、特殊詐欺を助長する犯罪への関与もみられる

### ● 暴力団が特殊詐欺事件を主導するケースが多い

- 特殊詐欺が暴力団の有力な資金源の一つになっている
- 事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等を弱体化することが不可欠であり、そのためには、**特殊詐欺そのものによる検挙のみならず、暴行・傷害、窃盗、薬物犯罪等、あらゆる法令を適用して検挙することが重要**



# カジノ（賭博）

- 日本では、競馬や競輪などの公営ギャンブルを除いて、**賭博行為は基本的に違法。ネットカジノを含めた違法賭博は刑事罰の対象になる。**
- 賭博によって、個人の資産を使い果たしてしまうことで、それを取り戻そうと、会社のお金に手を付けてしまうケースがある。
- また、違法賭博によって反社会的勢力と接点を持ってしまい、**反社会的勢力から脅迫をされたり、危害を加えられる**ことも有り得る。

- 昨今、海外インターネット経由のオンライン・カジノの増加や、公営競技がスマートフォン等によって手軽に利用できることにより、ギャンブル等依存症の問題がより拡大し、深刻化する傾向にある。
- **ギャンブル等依存症は、誰もが陥る可能性のある精神疾患である**ということを私たち一人ひとりが認識し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が、安心して相談し、治療を受け、そして、社会に復帰することができるようにしていかなければならない

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例より

## ■ 警察庁「オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！」より

- オンラインカジノは、海外の事業者が合法的に運営しているものであれば、日本国内で、個人的にこれを利用して犯罪にならないと考えていませんか？
- **海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です。**
- 実際にオンラインカジノを利用した賭客を賭博罪で検挙した事例もあります。

### ● **賭博は犯罪です。絶対にやめましょう。**

※ 賭博罪 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料

※ 常習賭博罪 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役

### ● オンラインカジノを自宅等で利用した賭博事犯の検挙事例

- ① 日本国内の自宅において、自宅に設置されたパーソナルコンピューターを使用して、海外の会社が運営するオンラインカジノサイトにインターネット接続し、同サイトのディーラーを相手方として賭博をした賭客を単純賭博罪で検挙。
- ② 日本国内の賭客を相手方として、日本国内の賭客の自宅等に設置されたパーソナルコンピューターから、海外に設置されたサーバー上のオンラインカジノサイトにアクセスさせ、金銭を賭けさせていた者を常習賭博、賭客を単純賭博罪で検挙。



# ハラスメント防止と人権尊重

## ■ 皆が最大限の力を発揮できるように

- **人権の尊重は企業活動の基本**であり、私たちが活動を行っている社会の持続可能性を実現するためには、人権尊重の徹底を図る必要があります。
- また、**多様な価値観・ライフスタイルを認め、一人ひとりの可能性や資質を最大限に発揮できる環境を整えていく必要があります**。一人ひとりが個人として尊重され、誰もが生き生きと活動できる場づくりに努めてください。
  - **すべての人たちがいきいきと活動できるように、お互いの考え方や立場を尊重してください。**
  - **人種、性別、肌の色、国籍もしくは社会的出自、宗教、年齢、障害、性的指向、性自認などによる差別またはハラスメントが行われることのない活動ができるよう環境の維持に取り組んでください。**
  - **・暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの嫌がらせは絶対してはなりません。また、容認してはなりません。**

## ■ ILO 暴力およびハラスメント撤廃条約（2020年6月）

日本はまだ批准していないが、「世界標準」として認識しておくべき

- 暴力やハラスメントを受けることなく働くことはあらゆる人の権利であり、仕事の世界における**暴力とハラスメントは人権侵害あるいは虐待の一形態である**と位置づけている
- 「暴力とハラスメント」とは、単発的であるか反復的であるかを問わず、身体的、精神的、性的または経済的危険を与える意図があるかまたは結果として危険を与えるか与える可能性のある、許容できない範囲の行為や慣行またはそれらについての脅威であると定義（ジェンダーに基づく暴力とハラスメントも含まれる）
- 国内法や慣行によるいわゆる労働者に加えて、契約形態の如何にかかわらず働く人々、インターンや見習いを含む訓練中の者、雇用が終了した労働者、ボランティア、休職中の者や仕事への応募者、そして、使用者側の権限・任務・責任を行使・遂行する個人も含まれる。第三者、すなわち顧客や取引先、一般の人々等に対する暴力とハラスメント、あるいはそれらの人々によるものについての考慮も求めている。
- 加盟国の義務として、「法律による禁止」「保護および防止」「執行と救済」「ガイダンス、訓練、意識啓発」などが求められている

## ■ セクハラの定義

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律・第11条

セクシュアルハラスメント(セクハラ)とは

対価型

職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

環境型

会社の義務

# ハラスメント防止

- セクハラには「**対価型**」と「**環境型**」がある。
  - 対価型：職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる行為。
  - 環境型：性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動により働く人々を不快にさせ、職場環境を損なう行為。  
⇒**第三者からの視点を意識**する。
- 男→女、女→男だけでなく、**同性間（男→男、女→女）**のハラスメントにも注意！
- 「**性別役割分担意識**」に基づく言動が、ハラスメントの原因、背景になり得る。

- 「このくらいはOK」のラインは、人によって異なる。
- 当人同士は「軽い冗談」でも、周囲にとっては「環境型セクハラ」になっている場合も！



# ハラスメント防止

## ■ パワハラ6類型

### ① 身体的な攻撃



### ② 精神的な攻撃



### ③ 人間関係からの切り離し



### ④ 過大な要求



### ⑤ 過小な要求



### ⑥ 個の侵害



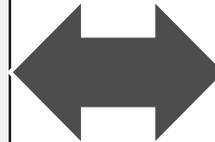
# ハラスメント防止

※アンコンシャス・バイアス：自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方の歪みや偏り」をいい、「無意識の偏見」と呼ばれている

- 「親が単身赴任中」というと、父親を想像する（母親を想像しない）
- 体力的にハードな仕事を女性に頼むのは可哀そうだと思う
- お茶出し、受付対応、事務職、保育士というと、女性を思い浮かべる
- DV（ドメスティック・バイオレンス）と聞くと男性が暴力をはたらいていると想像する（女性を想像しない）
- LGBT の人は一部の職業に偏っていて、普通の職場にはいないと思う
- LGBT であると聞くと、戸惑いを感じてしまう
- こどもが病気になったときは母親が休んだほうが良いと思う
- 育児中の社員・職員に負荷の高い業務は無理とってしまう
- 介護しながら働くのは難しいと思う
- 病気治療しながら働いている人を見ると、仕事をやめて治療に専念した方が良いと思う
- 障がいのある人は、簡単な仕事しかできない、あるいは働くのが難しいだろうと思う
- 非正規雇用で働く人は、自分で望んで、その働き方を選択していると思う
- パートタイマーは、「主婦が家計補助のために働いている」というイメージがある
- 外国人労働者は日本の企業文化にあうのか、つい心配になる
- 外国人労働者を見ると、出稼ぎなど、一時的な滞在者だと思う
- 定時で帰る人は、やる気がないと思う
- 上司より先に部下が帰るのは失礼だと思う
- 「普通は〇〇だ」「それって常識だ」と思うことがある
- 年配（高齢者）の人は頭が堅く、多様な働き方への融通が利かないとってしまう
- 「多様性」と聞くと、全ての違いを、なんでも受け入れなければならないことだと思う

## ハラスメント

- 感情的に怒る
- 「人」（人格等）が対象
- 報復や自分のストレス発散、自己保身等が目的  
（自分のため）
- 威圧して服従させる
- 相手を排除したい
- 相手を否定する、自分だけを尊重する



## 指導

- 冷静に叱る
- 「事」（したこと等）が対象
- 次は望ましい行動をとれるようにすることが目的  
（相手＆会社＆お客様のため）
- 意義を伝え、自ら成すべきことをするよう導く
- 相手とこれからも働きたい
- 相手を認める、相手も自分も尊重する

## ■ 必要な意識 「考え方は違って当たり前」「D&I」

- 社会の変化を意識する（世の中がNGならNG）
- 性別、育った環境、時代等で、価値観は変わる。
- 経験や立場によって変化もする。
- 社会の目線を強く意識する。
- 自分の「べき」を押し付けない。他人の「べき」を受け容れる。
- ハラスメント行為など受け入れられないことをされたら・・・
  - 明確に拒絶の意思表示をする／アサーティブ・コミュニケーション
  - 記録を取る
  - 速やかに上司や相談窓口にご相談する



# ハラスメント防止

## ■ 参考：アンガーマネジメントのポイント

(安藤俊介「アンガーマネジメント入門」より)

- 「べき」は自分の思い込みでしかない。
- 考えや価値感の違いを受け容れられないから「怒る」。「怒る」行為を自分で選んでいる。
- 「怒り」のエネルギーを活かす。「建設的に」「プラスの方向に」「人生にとって有意義なものに」
- スピードアップした社会は「怒り」を増やす方向に。イライラをマネジメントすることが大事。
- **自分の価値判断基準（コアビリーブ）を知ることが大事。**「人は自分で自分を不快にする」
- 怒りやイライラについて、「何が原因か」を追求するのではなく、「どうなりたいか」を優先する。
- **自分が変われば、相手も変わる。「カチンときても、表面的には徹底的に穏やかにふるまう」**
- とっさに余計なことを言わない、行動しないために「ストップシンキング」（思考停止）を
- 反応を遅らせる「ディレイテクニック」、呪文を唱える「コーピングマントラ」、思考をクギ付けにする「グラウンディング」など
- 自分なりに怒りの大きさを計る「スケールテクニック」
- 「アンガーログ」・・・「怒り」を記録して「見える化」する。「紙に書く」ことで自分の感情を客観視する。
- 「ストレスログ」・・・「重要」かどうか、「自分で変えられるか」どうか・・・**変えられることに意識を集中する。**
- 人は放っておくとワンパターンにはまる（怒る）。いつもの行動を1つだけ変える。
- 怒っていても態度に出さなければよい。「穏やかな口調」を心がけ、ゆったりとふるまう。

## ■ 参考：ストレスへの対応

(鈴木裕「超ストレス解消法」より)

- 今のイライラや不安は100点満点で何点？このストレスは過去のものとは比べて何%くらい辛い？
- ストレスが日常化すると感覚がマヒする。
- 事実にもとづかない思考が激しいストレスを引き起こす。まずは自分の思考のクセを修正する。
- イライラや不安を書き出すのは最強のストレス対策のひとつ。
- 食事を変えれば誰でもストレスに負けないメンタルに変わる。
- コントロールできない感情やトラブルを受け容れるために、「受容」の精神をトレーニングする。
- 「変えることのできるものについて、それを変えるだけの勇気を我に与えたまえ。  
変えることのできないものについては、それを受け容れられる冷静さを与えたまえ。  
そして、変えることのできるものと、変えることのできないものとを、見分ける知恵を与えたまえ。」
- 短期的なストレスには良い面も悪い面もある。良い面を理解してストレスのメリットを活かす。
- 早歩きするだけでもストレスは大きく減る。運動しないのは憂鬱になる薬を飲んでいるのと同じ。
- 数分でも体を動かせば脳の機能を高める物質が分泌される。
- ストレスに強くなるためには軽いウォーキングを毎日10分でOK。

# ハラスメント防止

- **どんな形であれ自然の中で体を動かすと、ストレス解消の効果は倍以上にアップする。**
- 人間は自然を愛する本能が生まれつき備わっている。この欲望を満たさないとストレスは激増する。
- **太陽の光を浴びないとメンタルは確実に悪化する。最低でも1日に6分～20分は陽の光に肌をさらす。**
- **五感を使うと人間の意識は「現在」に向かうため、未来と過去のネガティブ思考から自由になることができる。**
- 「呼吸の訓練」と「自然の触れ合い」は量を増やすほど良い。ストレスの根本原因の中では、「食事の改善」が取り組みやすい。
- **論理性と他者視点は、ネガティブな思考と感情に勝利する鍵。**コツコツと経験値を稼いで育てる。

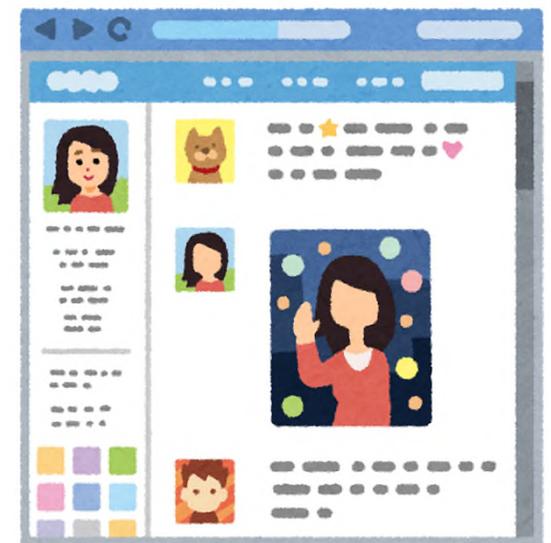


SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略称。一般的に「インターネット上で（不特定多数の人と）情報をやり取りする手段」のことを指し、その主な特徴は、以下のとおり。

- ① 登録・発信・閲覧などが容易で、わずかな手間で世界中とやり取りが可能。
- ② 瞬時に世界中に発信されるため、気付いたときには既に取り返しがつかないことがある。
- ③ 特にマイナスの情報はあっという間に広がっていく。
- ④ 一度出てしまった情報は回収が不可能で、コントロールもできない。
- ⑤ 匿名発信や非公開設定（鍵付きアカウント）であっても、技術的に身元の特定が可能

SNSで発信する行為は「**街中で拡声器を使って叫ぶ**」行為に等しいと言えます。それによって誰かに損害を与えたら、損害賠償責任を問われますし、**業務で知り得た情報を発信したことによる損害があれば、発信した本人だけでなく、会社も「使用者責任」として損害賠償責任を負います。**

- SNSは、友人や家族との気軽な交流に利用したり、必要な情報を得たりと便利である一方、投稿した情報は、**瞬時に世界に発信され、あっという間に拡散**していく。そして、**一度出て行った情報は半永久的に残る**という恐ろしさも兼ね備えています。また、SNSの中には、デフォルトの設定で、投稿した画像や動画を撮影した**位置情報が自動的に公開される**場合がある
- 「実名を使って投稿しているわけではないから」といって油断はできない。様々な技術や知識を持った人たちの手にかかれば、**あっという間に身元が特定**され、実名や所属企業名が世界中にさらされ、**社会的地位が失墜**することも頻繁に起きている。取引先からの信頼を失い、取引が破談になる、民事上の損害賠償請求が行われる可能性もある
- 一度出してしまった情報は取り返しがつかない。  
**「投稿」「送信」ボタンを押す前に、必ず最後の一考**  
**をすることを習慣にしておく**とよい



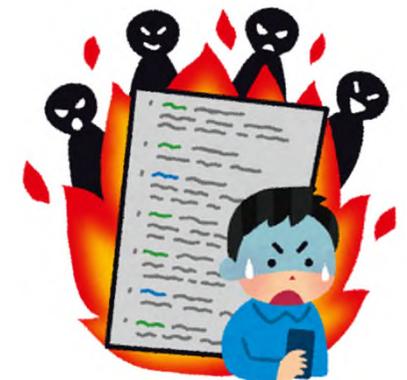
## ■ ソーシャルメディアにおける大炎上回避のポイント

以下の対応は、さらなる大炎上へのリスクが拡大する恐れがある。

- 「うちに問題はなく、取引先に問題があった」（自己保身・責任転嫁）
- 「うちこそ被害者だ」（反論）
- 「法令には違反していない」（正当化）
- 「標準仕様なので仕方ない」（正当化）
- 「都合が悪くなったのでこっそり削除」（隠蔽）

……など

→ ネットユーザの 処罰感情（＝誰かを批判・非難したい）  
は、さらに燃え上ってしまう。



- 不用意な発言を消す、書き換えるといった**小手先の対策は見破られる**。事実を反映した説明が反論と受け取られたり、自己保身や責任転嫁だと認識される。
- **炎上の参加者に、冷静な判断力や寛容さを期待してはならない**。不用意な対応が、批判をさらに拡大させる可能性がある。
- その場を取りつくろうのではなく、筋を通した対応や、**謝罪すべき相手を明確にした真摯な謝罪**によってどう収束させるかに注力する必要がある。



# SNS・誹謗中傷

## ■ネットに保存された情報の拡散

- 本人が投稿削除しても、投稿を削除する前に他のユーザーによって情報が保存されていた場合、第三者に投稿が複製され、個人情報とともにWEB上で拡散されてしまう。

### Twitter のプロフィール



### 過去の投稿にアップされた写真



### Facebook のプロフィール



# SNS・誹謗中傷

- 投稿した画像に意図せず機密書類が写りこんでしまったり、社員が営業成績を載せたため粗利率・平均単価などが漏洩してしまうケースもある。

## 市役所職員の情報漏洩



## リフォーム会社の営業成績の情報漏洩

2013年12月10日 · @

成績順位表(^\_^)

件数	粗利率	平均単価	売上額	材
21	1,432,172	68,199	1,432,172	
21	1,018,503	57,852	1,214,900	
18	1,013,564	56,309	1,013,564	
15	917,425	61,162	917,425	
16	850,934	53,183	850,934	
12	831,759	69,313	831,759	
20	892,600	34,630	892,600	
17	661,700	38,924	661,700	
26	659,962	25,383	659,962	
10	617,900	61,790	617,900	
12	593,562	49,464	593,562	
17	592,000	34,824	592,000	
24	588,958	24,540	588,958	
17	582,300	34,253	582,300	
21	566,511	34,388	722,140	
26	564,715	21,720	564,715	
22	559,481	25,431	559,481	
14	535,529	38,252	535,529	
27	527,700	19,544	527,700	
18	525,000	29,167	525,000	
18	515,843	28,658	515,843	
27	484,652	17,950	484,652	
7	449,500	64,214	449,500	
26	440,800	16,954	440,800	
28	409,500	14,625	409,500	
21	405,000	19,286	405,000	
11	403,500	36,682	403,500	
23	397,539	17,284	397,539	
16	388,115	24,257	388,115	
19	383,298	29,551	383,298	
21	378,882	18,692	378,882	
21	345,567	16,571	345,567	
19	329,472	17,341	329,472	
18	320,500	17,806	320,500	
18	308,615	24,244	436,400	
14	270,000	19,300	270,000	
24	257,486	10,725	257,486	
14	249,500	17,821	249,500	
22	224,400	10,200	224,400	
10	196,400	19,640	196,400	
10	113,900	11,390	113,900	
13	112,000	8,615	112,000	
16	100,000	5,000	100,000	

※一部は粗利率は表紙裏面に記載されています

件数	粗利率	平均単価	売上額	材
21	1,432,172	68,199	1,432,172	
21	1,018,503	57,852	1,214,900	
18	1,013,564	56,309	1,013,564	
15	917,425	61,162	917,425	
16	850,934	53,183	850,934	
12	831,759	69,313	831,759	
31	720,000	23,226	720,000	
12	719,067	59,922	719,067	

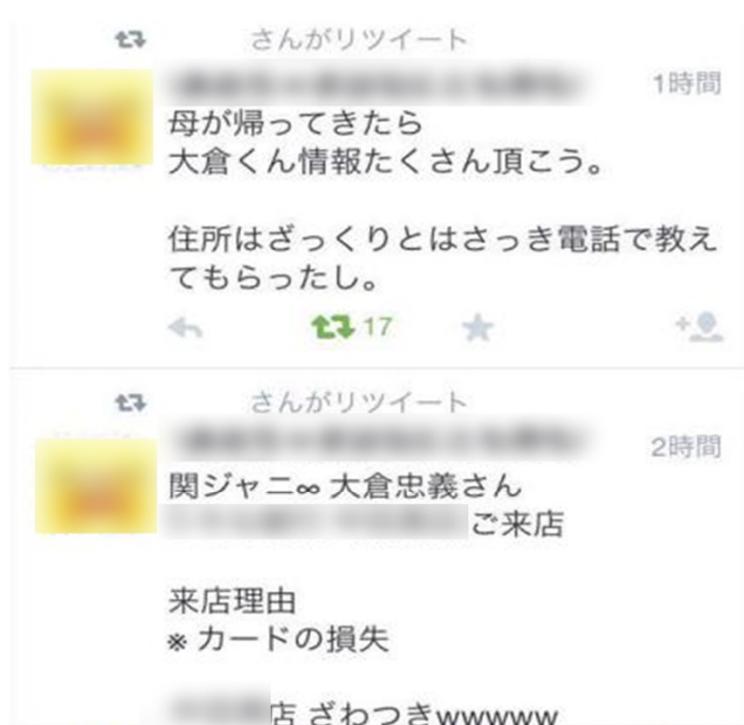
※出典：<https://twitter.com/>

# SNS・誹謗中傷

## ■従業員の家族によって情報漏えいが発生したケース(2015年6月に発生)

- ▶某銀行に勤務する母親が、自身の子供に有名人の来店情報を伝えていたところ、子供がTwitterにその情報を投稿してしまい、マスメディアにも取り上げられ炎上した。株価にも影響が出る事態に発展し、漏洩発生の翌日に当該銀行から公式謝罪文が発表された。

### 実際の投稿



※出典：<https://twitter.com/>

# SNS・誹謗中傷

## ■ホテルの従業員によって情報漏えいが発生したケース(2011年1月に発生)

- ▶ホテルのアルバイト店員が著名人の来店・宿泊をTwitterに投稿し、炎上。
- ▶過去にも著名人の情報を暴露していたことから、守秘義務違反なのではと批判を浴び、自身や家族の個人情報が特定される事態に発展した。発生の翌日に同ホテルの総支配人名で公式謝罪文が発表された。

### 実際の投稿

稲本潤一と田中美保がご来店 田中美保まじ顔ちっちゃくて可愛かった…今夜は2人で泊まるらしいよ お、これは… (どきどき笑)

posted at 22:50:07

稲本さん全然顔分からなかった←金髪時代しか分からない(笑) 予約の紙に書いてあった 会社名 川崎フロンターレに笑ったww

posted at 22:56:17

### 【晒された個人情報】

- 名前
- 大学名
- 卒業アルバムの写真
- 両親名



### 個人情報特定までの経緯

#### Twitter

プロフィール欄より、**大学名**を特定

アカウント名より、**苗字**を類推 (例: ymd → 山田)

過去の投稿画像から勤務先が **W ホテル**であると確認

過去の投稿内容から、勤務先が **W ホテル 22 階にある高級鉄板焼店**であると類推

#### mixi

苗字を基に mixi アカウントが発見

参加コミュニティから**予備校、大学、入学年度**が特定

#### Google 検索

**大学、学部、所属の部活**が特定。部の試合記録で名前が確定

勤務地が**恵比寿**であることが確認

※出典 : <https://twitter.com/>

## ■ 注意すべき漏えいの経路～SNS、メッセージアプリの利用



- ・事業停止命令
- ・再就職への影響
- ・家族の停学・退学
- ・損害賠償請求
- ・家族・友人の晒し
- ・解雇
- ・書類送検
- ・逮捕
- ・ストーカー



## 【参考】ネット上の評判が企業活動へ与える影響

- 企業や商品について検索した際に、ネガティブなタイトルの記事が表示されたら、クリックしますか？  
→ **6割の人が、少なからず興味を持って記事を見に行く**
- 企業や商品についてのネガティブ情報を読んだら、どう思いますか？  
→ **4人に1人が、その企業や商品に嫌気がさして離れていく**
- 企業や商品についてのネガティブ情報を、どれくらい信頼しますか？  
→ **3人に1人は少なからず信頼を寄せてしまう**
- 企業や商品についてのネット情報について、真偽を確かめますか？  
→ **8割の人は、受け身のまま真偽を調べようとはしない  
みずから企業に問い合わせるのは、2割にとどまる**

**ネット上の評判が、実際の企業活動に大きな打撃を与えかねない**

出典：株式会社エルテス「WEB上の評判が企業活動へ与える影響調査」

## 【参考】SNS・メッセージアプリを利用する際の注意

1. サービスやアプリの特性と利用規約をよく理解する
2. その投稿は、「自宅の軒先に貼りだしても大丈夫」か？  
→ 個人情報や会社の名誉・品位・信用を傷つける内容は避ける
3. 一度投稿した発言や画像は完全に削除することはできない
4. 「限定公開」「プライベート設定」は絶対ではない
5. 私的利用をうたった私見でも、勤務先の意見とみなされかねない  
→ コミュニケーションは受け手が優位、充分気を付けること！
6. 顧客や取引先への言及や（SNS上の）つながりは、意図しない誤解や漏えいをまねくので避ける

## ■ 本研修のゴール

- 世間から注目を浴びる立場であることをあらためて自覚する
- 「社会の目線」「常識」を意識する
- 注意を払うべきリスクを認識する
- チーム・組織の一員であることを常に意識する
- チーム・組織の一員である前に良き社会人であることを目指す

- スポーツがルールによって成立しているのと同じく、明示／暗示（社会の目）のルールに従うのは当然。違反すれば批判される
- **皆さんには、一般の方以上に「社会の目」が厳しく注がれている**
- **スポーツ選手や関係者に社会が求めるのは「フェアプレイ」「高潔さ」。それに反する行為は問題視されやすく、報道されやすい（報道する側の事情も大きい）**
- **自分の行為は、所属チーム・組織、会社の信用や名誉の毀損に直結する**
- 社会全体も、**明示的なルールよりも「社会の目」の変化の方が早く**、常に「社会の目」を意識した行動が求められるようになっている
- 「しごき」など「**昔はよかったけど、今は問題となる**」ケースが多くなっている
- 差別やジェンダーなど社会的課題に積極的に発言するアスリートも増えているが、**発言には責任が伴う。影響は個人にとどまらない。**
- 東京五輪でも問題となった、過去の問題が長く尾を引く「**キャンセルカルチャー**」にも直面することになる（SNSやネット上の「デジタルタトゥー」に悩まされる）

- 常に自らの置かれている立場を認識し、ふるまわなければならない
- 迷ったら立ち止まって考える。
- 問題は放置しない。
- 誹謗中傷は一人で抱え込まない。
- チーム・組織に相談する。
- 決して独りよがりの行動をしてはならない

## 選手、指導者らを対象とした通報相談窓口を開設

平成25年4月25日に、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本中学校体育連盟が共同で、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言文」を公表いたしました。

連盟の通報相談窓口は、以下の2つとします。

(1) 連盟事務局 住所：〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square  
内 電話番号：03-6447-4881 (電話対応時間：平日10時～18時 ※時間外は留守番電話)  
F A X : 03-6447-4882 メール : head@jsaf.or.jp

(2) 吉岡・小野総合法律事務所 (hopelaw.jp) 吉岡 桂輔弁護士、小野智史弁護士、吉岡 真帆弁護士  
住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-6 虎ノ門ラポートビル6階 B号室  
電話番号：03-6730-8730 (代) FAX 03-3519-4101 受付時間：平日 AM10:00～16:30  
メール : tuho@hopelaw.jp

連盟の通報相談窓口：[https://www.jsaf.or.jp/soumu/document/consultation/info\\_20220413.pdf](https://www.jsaf.or.jp/soumu/document/consultation/info_20220413.pdf)

連盟の通報相談窓口URL : [https://www.jsaf.or.jp/soumu/document/consultation/info\\_20220413.pdf](https://www.jsaf.or.jp/soumu/document/consultation/info_20220413.pdf)

MENU

 お知らせ

- > 【ご案内】河野博文 名誉会長 お別れの会のお知らせ 2023/01/26
- > 2022年度スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況の自己説明の公表 2022/10/07
- > JSAF中期計画 2022/04/15
- > 【重要なお知らせ】JSAF 事務局業務についてのお知らせ 2022/03/22

会員登録・外洋艇登録・保険 

Documents

事故報告様式(Excel) 

通報相談窓口（選手・指導者） 



 JSAF VISION  
セーリングをもっと楽しく

## News 各委員会からのお知らせ

### > 【3月12日(日)】eSailingジュニア・チャレンジ2022開催について

3月12日（日）18：00からVirtual Regatta Inshoreを用いた、セーリングのe-sports「esailingのジュニア大会」を初開催します。

[» 続きを読む](#)

e-Sailing委員会

2023/02/13

### > 2023年度「JOC国際人養成アカデミー」JSAF 派遣候補者募集

「JOC 国際人養成アカデミー」（JISLA）へのJSAF派遣候補者を募集します。

詳細は [→こちら](#)

普及指導委員会

2023/02/13

### > 国際470級、国際スナイプ級 公式計測員(新規)セミナーのご案内

新西宮ヨットハーバーにて3月11日(土)~12日(日)の開催です。詳細は [→こちら](#)

## Links

Sailing Team Japan  
オリンピック強化委員会 

J-Sailing  
JSAF機関誌 

On Breeze  
外洋艇推進グループ 

IRC・ORC  
外洋計測委員会 

## Event Calendar

Upcoming Events

**ご清聴ありがとうございました。**

